国が運営する公的年金制度は、高齢になったときや万一のときなど人生のなかで 収入が得られにくい時期の生活を公的にバックアップする制度です。



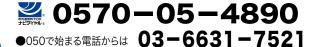
# 年金相談に関する一般的なお問い合わせは ねんき

**20570-05-1165** 

●050で始まる電話からは 03-6700-1165

- 月曜日:午前8時30分~午後7時
- 火曜日~金曜日:午前8時30分~午後5時15分
- 第2土曜日:午前9時30分~午後4時
- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。 ※土、日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません

# 年金受給に関する年金事務所への来訪相談のご予約は 予





● 月曜日~金曜日(平日):午前8時30分~午後5時15分 ※土、日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



## ☎775-5137(直通) 上尾市保険年金課

(市役所1階13番窓口)

● 月~土曜日 午前8時30分~午後5時 ※土曜日は令和6年10月から毎月第2、第4土曜日開庁 ※祝日・12月29日~1月3日・その他閉庁日はご利用いただけません。

※土曜日は12時~13時を除く

# みんなが加入! 国民年金



日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金加入者です。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

**チェックしてみましよう!** 加入者(被保険者)は3つのグループ。さて、あなたは?

自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の方などで 20歳以上60歳未満の方

第1号 被保険者







# 加入手続きは

市役所保険年金課または 大宮年金事務所

※マイナポータルから加入手続きができます。 手続きにはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

# 保険料の納め方

自分で納めます。(4ページ)

厚生年金に加入している 会社員や公務員などの方

第2号 被保険者





65歳以上で、老齢 年金などの受給資格のあ る方は第2号被保険者と はなりません。この場合、 扶養されている60歳未 満の配偶者は第3号被保 険者ではなく、第1号被 保険者となるため届出が 必要です。

# 加入手続きは

勤務先

# 保険料の納め方

厚生年金保険料が給与から天引 きされます。

第2号被保険者に扶養されている 配偶者で20歳以上60歳未満の方

第3号 被保険者





届出忘れの第3号被保険者期間があれば、大宮年金事務所へ届出してください。承認された期間は「保険料納付済期間」となります。

# 加入手続きは

配偶者の勤務先

# 保険料の納め方

個人で納める必要はありません。 第2号被保険者の加入する年金 制度が負担します。

(注)日本国籍を有しない20歳以上60歳未満で、医療滞在ビザや観光・保養等を目的とするロングステイビザで来日した方は第1号、第3号被保険者とはなりません。

# 希望して加入 できる方

任意加入 被保険者

- ●日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(年金の受給資格期間が足りない方や年金額を満額に近づけたい方)
- ●65歳以後70歳になるまでの間に受給権を確保できる昭和 40年4月1日以前生まれの方(加入期間の延長は、受給権 を確保できる月までです)
- ●海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

(注)日本国籍を有しない60歳以上70歳未満で、医療滞在ビザや観光・保養等を目的 とするロングステイビザで来日した方は、任意加入被保険者とはなりません。

### 加入手続きは

市役所保険年金課または 大宮年金事務所

# 保険料の納め方

日本に住所がある60歳以 上の方は、原則、口座振 替となります。

# こんな時は、忘れず届出を!

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入のしかたが変わることがあり、そのつど届出が必要となります。 届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合があります。

### 手続きに必要なもの

- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード<sup>※</sup>、住民票の写しなど)または基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、 基礎年金番号通知書等)
- ※令和2年5月25日より、通知カードは廃止されました。すでに交付されている通知カードは氏名・住所等の記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。
- 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)※※マイナンバーカード持参の場合は不要

こんなとき	どうする		届出先		追加で必要なもの	
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	国民年金に加入の手続きをする (原則不要)*		市役所保険年金課または大宮年金事務所			
会社や官公庁などに 就職したとき	厚生年金の加入の手続きをする	年金の加入の手続きをする  勤務先			*\37/t   - + \181 \	
配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への 種別変更をする		配偶者の勤務先		勤務先にお問い合わせ 	
海外に転出するとき	▶ 任意加入の手続きをする		市役所保険年金課または大宮年金事務所		<ul><li>・口座振替希望の場合</li><li>→預貯金通帳またはキャッシュ:</li><li>ード、通帳届出印</li><li>・クレジットカード払い希望の場合</li><li>→クレジットカード</li></ul>	
	国民年金をやめる手続きをする		,			
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする		大宮年金事務所または 市役所保険年金課			
口座振替を開始・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を 提出する		金融機関·大宮年金事務所		年金手帳または納付書、預貯金通またはキャッシュカード、通帳届出	
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る		大宮年金事務所		大宮年金事務所に お問い合わせください。	
出産する・したとき	産前産後免除の申請をする		市役所保険年金課または大宮年金事務所		母子健康手帳などの 出産日が確認できるもの	
保険料を納めるのが 困難なとき	保険料免除(全額免除・一部免除の申請をする	<u>;)</u>			・場合により雇用保険被保険者 職票・雇用保険受給資格者証	
50歳未満で保険料を 納めるのが困難なとき	納付猶予の申請をする		市役所保険年金課または ★ 大宮年金事務所		・配偶者が別世帯の場合は配 のマイナンバーがわかるも	
学生で保険料を納めるのが 困難なとき	学生納付特例の申請をする				学生証または在学証明書	
会社や官公庁などを退職したとき	第1号被保険者資格の 取得手続きをする		市役所保険年金課または大宮年金事務所	F	資格喪失証明書などの資格喪失がわかるもの	
会社を退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格取得の 手続きをする	<b> </b>	配偶者の勤務先	<b>\</b>		
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする		勤務先または大宮年金事務所			
20歳になったとき	第3号被保険者の加入手続きをする		配偶者の勤務先		勤務先にお問い合わせ	
会社や官公庁などに 就職したとき	厚生年金の加入の手続きをする		勤務先		•	
配偶者が会社を変わったとき	第3号被保険者の 加入手続きをする		配偶者の新しい勤務先			
配偶者が退職したら	第1号被保険者への種別変更の		市役所保険年金課または		資格喪失証明書など配偶者の資 喪失日がわかるもの	
配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増のとき)	手続きをする		大宮年金事務所	•	資格喪失証明書などの資格喪失 がわかるもの	
年金手帳をなくしたとき 基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の 再交付の手続きをする		配偶者の勤務先または 大宮年金事務所		勤務先にお問い合わせ	
受給資格期間が足りないときや 年金を満額に近づけたいとき	60歳の誕生日前日以降に 任意加入の手続きをする		市役所保険年金課または		<ul><li>・口座振替希望の場合</li><li>→預貯金通帳またはキャッショカード、通帳届出印</li><li>・クレジットカード払い希望の場合</li></ul>	

任意加入 被保険者

海外から帰ったとき

※20歳の誕生月の前々月以降に、海外から転入された方等は、引き続き加入手続きが必要です。

国民年金の加入手続きをする

または種別変更の手続きをする

# 国民年金保険料は納付期限を

# 守って納めましょう!

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めなければなりません。 毎月の保険料は翌月末日(納付期限)までに納めることになっています。 納付期限を守って納めましょう。



# 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料額

保険料は、収入や年齢に関係なく一定の額を加入した月から納めます。

・定額保険料 1か月 16.980円(令和6年度) (令和7年度は1か月17,510円です)

・付加保険料 1か月 400円(希望する方)

※納めた保険料は全額、納付された年の社会保険料控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。確定申告や年末調整の際には、 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書の添付が義務づけられています。なお、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子 データを、マイナポータルの「お知らせ」から受け取ることができます。詳しくは、日本年金機構ホームページを ご確認ください。

お問い合わせは 大宮年金事務所代

# ● 納付書(現金)で納付

毎月の保険料は、翌月末日までに納めます。

日本年金機構から送付される納付書で納めます。

# ▶ 納付書(現金)による前納

保険料が割引きされてお得です。

一定期間の保険料を前払い(前納)すると保険 料が割引きされてお得です。

### 納付期限

前納の種類	納付期限		
2年前納(4月分~翌々年3月分)	4月末日		
1年前納(4月分~翌年3月分)	4万水口		
6か月前納・4月分から9月分	4月末日		
・10月分から翌年3月分	10月末日		

<sup>※</sup>上記以外でも年度途中から前納できる場合があります。大宮年金事務所へご相談

### 納付場所

●全国の銀行、郵便局、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、 漁協などの金融機関 ●コンビニエンスストア ●MMK 端末設置店※

\*\*MMK端末とは、(株)しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。一部のコンビニ、ドラッグストア、スーパー、病院内売店などや、一部の信用金 庫、信用組合に設置されています。

# ■ □座振替で納付 毎月振替の口座振替は2種類。

# 早割(当月末日振替)なら月々60円お得!

お申し込みは、振替開始希望月の前々月までに。

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により 早割にすると1か月あたり60円割引があります。

# 口座振替による前納

# 納付書(現金)で前納するより割引額が多くお得です。

2年度分または1年度分、6か月分の保険料をまとめて納める と、納付書(現金)で前納するより割引額が多く大変お得です。

### 申込期限

前 納 の 種 類	申込期限			
2年前納(4月分~翌々年3月分)	0.B±□			
1年前納(4月分~翌年3月分)	2月末日			
6か月前納・4月分から9月分	2月末日			
・10月分から翌年3月分	8月末日			

<sup>※</sup>上記以外でも年度の途中から前納ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 手続きに必要なもの

- ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書等)
- ②預(貯)金通帳またはキャッシュカード
- ③預(貯)金通帳届出印 ④本人確認ができるもの

### 申込窓口

金融機関・大宮年金事務所

※マイナポータルからも申し込みができます。

# ●クレジットカードで納付

希望される場合は、 大宮年金事務所へお申し込みください。

# ●電子納付

自宅からインターネットなどを利用して、 保険料を納付することができます。

電子納付には次の方法があります。契約方法などに ついては、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

- ●インターネットバンキング ●モバイルバンキング
- ●ATM (pay-easyペイジー) ●テレフォンバンキング

# ■スマートフォン決済アプリで納付

納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリ で読み取り、納めます。

スマートフォン決済の利用には納付書と対応する決 済アプリが必要となります。

### 対象の決済アプリ

- au PAY
- 無 d払い
- PayPay
- R Pav



※決済アプリの操作方法は、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

<sup>※</sup>金融機関が土・日・祝日で休業の場合、納付期限は翌営業日となります。

# 国民年金保険料の納付が困難なときは

# 申請免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを!

申請日より、原則2年1か月前まで遡って申請できます。

お早めに市役所保険年金課や大宮年金事務所で手続きをしてください。 ※マイナポータルから電子申請ができます。申請には「利用者登録」が必要です。

所得の少ない方は

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額 免除」、「4分の1免除」の4段階の免除制度があり ます。

> 失業などにより所得(収入)が少なく、 保険料の納付が困難なときは、

50歳未満の方は

# 納付猶予制度

50歳未満の方に限り 利用できる制度です。

就職が困難などにより、保険料の 納付が困難なときは、

学生の方は

お問い合わせは

市役所保険年金課や

在学期間中の保険料を社会人に なってから納めることができる 制度です。

学生のため、保険料の納付が 困難なとき

# 市役所保険年金課の国民年金担当窓口や大宮年金事務所に申請し、日本年金機構で審査して、承認を受けると

保険料の全額、4分の3、半額、4分の1の納付が免除されます。 (審査要件)

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のいず れもが申請する年度の前年所得などの定められた基 準以下であることが要件です。

※失業(退職)された方は、離職票等で確認できた場合、本人の所得を 除外して審査を行います。

### ●申請する年度の前年所得が一定基準以下の方

	所得基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

扶養控除額

- 一般の控除扶養親族(16歳以上)38万円
- 老人扶養親族同居老親等以外の人48万円
- 健康保険料 国民年金保険料 厚生年金保険料
- 国民健康保険料または国民健康保険税 介護保険料 国民年金基金の掛金 厚生年金基金の掛金 など
- ●申請免除の承認期間 7月から翌年6月までです。

承認された場合に納付する保険料

4分の3免除、半額免除、4分 の1免除の承認を受けた場合 は、右表の保険料を納めない と未納期間扱いとなりますの で、ご注意ください。

	承認期間中に納付する保険料
全額免除	0円
4分の3免除	4,250円
半額免除	8,490円
4分の1免除	12,740円

※令和7年度は変更になる予定です。

保険料の納付が猶予されます。

### (審査要件)

「申請者本人」、「申請者の配偶者」のい **ずれも**が申請する年度の前年所得など の定められた基準以下であることが要 件です。

### ●申請する年度の前年所得が一定基準以下の方

	所 得 基 準	
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32	2万円

- 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)63万円
- 同居老親等58万円

●納付猶予の承認期間 7月から翌年6月までです。

(注)中途で50歳になる方は、50歳到達日の前日が属する月の 前月までの承認となります。





全額免除または納付猶予が承認された場合、翌年度以降も継続して審査ができ、毎年度の申請書の提出が省略できます。また、納付 猶予を承認された方で、申請時に全額免除の審査を希望していれば、全額免除を優先した審査が受けられます。

(月額)

(注)失業や被災などを理由として承認された方や4分の3免除、半額免除、4分の1免除を承認された方は、毎年度申請が必要です。 ※全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望した場合は、配偶者の状況について変更(婚姻・離婚等)があった場合は、 事実発生日から14日以内に年金事務所に届出が必要です。

保険料の納付が猶予されます。

### (審査要件)

「学生|で申請する年度の前年所 得が128万円以下であることが 要件です。

### ●対象となる学校は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等 専門学校、専修学校および各種学 校など。

- ※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府 県等の認可を受けている学校が対象となります。
- ※夜間部、通信制課程、定時制課程の学生も対象となり
- ※文部科学大臣が指定した一部の海外大学の日本分校に在学する学生も対象となります。



学生納付特例の承認期間 4月(または20歳誕生月)から 翌年3月までです。

## 申請は毎年度必要です。

今年度、学生納付特例を承認され た方で、翌年度も同じ学校に在学す る方には、「学生納付特例申請書(ハ ガキ)」が送付されます。必要事項を 記入し、返送することで学生納付特 例の申請ができます。

ただし、在学する学校などを変更 された方は、市役所保険年金課や大 宮年金事務所で申請手続きが必要 です。

# 該当したとき 届出しましょ

国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金1・2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を 受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。 平成26年4月から、法定免除期間中でも、申出により保険料が納められます。

# 

	老齢基礎年金を受け取るたの	受け取る老舗 サンフェン サンフェン ラスティ ラスティ アイ・アイ サンフィン アイ・マー・ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	齢基礎年金は	障害厚生年金・障害基礎年金	後から保険料を納めることは	
	資格期間には	平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以後の免除期間	を受け取るときは	後から休険付を削めることは	
全額 免除		年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます			
4分の3免除		年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます		免除を受けた分は10年以内なら 納めることができます。(3年度 目以降は当時の保険料に法律で	
半 額 免 除	平 公 次 投 期 即 に 3 り ま オ	年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます	保険料を納めたときと		
4分の1免除	受給資格期間に入ります	年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます	同じ扱いになります		
納 付 猶 予		年金額に反映されません			定められた加算額がつきます) 	
学生納付特例						
未納	受給資格期間に入りません			年金を受けられない場合もあります	2年を過ぎると納めることができません	

保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、遡って保険料を納めることができます。

追納することにより、保険料免除、納付猶予、学生納付特例を受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。 老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。

ただし、3年度目以降、追納する場合は当時の保険料に加算額がつきます。お早めの追納をおすすめします。

●追納を希望するときは、大宮年金事務所へお問い合わせください

# 民年金から、こんなとき、こんな年金が

国民年金保険料を納めた期間(第2号、第3号被保険者を含む)や保険料 免除期間などを合わせて10年以上ある方が65歳から受けられます。





# 受けるための要件

次のA~Cのいずれかに該当する方

- A ●から®の期間の合計が10年以上ある方
- ●第1号被保険者で保険料を納付した期間
- ②第1号被保険者で保険料を免除された期間(全額免除以外は 4分の1・半額・4分の3の保険料を納めた場合)
- ❸第1号被保険者で納付猶予を受けた期間※
- ◆
  毎 1 号被保険者で学生納付特例を受けた期間※
- ⑤第1号被保険者で産前産後免除を受けた期間
- ⑥第2号被保険者の期間
- **⑦第3号被保険者として届出済の期間**
- ❸国民年金に加入しなくてもよかった期間等(合算対象期間)※
- ※学生納付特例期間、納付猶予期間、合算対象期間は、受給資格期間に 加えられますが、年金額には反映されません。

### В 厚生年金の期間が、生年月日に応じて下記の年数以上ある方

一定の年齢以上の方には、従来の被用者年金制度(厚生年金・共済年金)の老齢 基礎年金の受給資格期間25年以上を満たしたものとする経過措置があります。

●昭和31年4月1日以前に生まれた方の特例(共済組合の期間も含まれます。)

昭和31年4月1日以前に生ま れた方は、厚生年金または共済組 合の加入期間が生年月日に応じ て一定の期間以上あれば、老齢基 礎年金の受給資格があります。

生 年 月 日	厚生年金(共済組合 含む)の期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	24年

### ●昭和26年4月1日以前に生まれた方の特例

昭和26年4月1日以前に生ま れた方は、男性40歳、女性35歳 以後の厚生年金の加入期間が生 年月日に応じて一定の期間以上 あれば、老齢基礎年金の受給資格 があります。

	生 年 月 日	40歳(女性35歳) 以後の厚生年金の期間
Š	昭和22年4月1日以前	15年
	昭和22年4月2日~昭和23年4月1日	16年
-	昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	17年
ř	昭和24年4月2日~昭和25年4月1日	18年
•	昭和25年4月2日~昭和26年4月1日	19年

### C 退職共済年金の受給資格期間を満たしている方

# 年金額(令和6年度の額)

満額816,000円<sup>※</sup> 20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合に満額の年金が支給されます。 ※昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円です。

**●老齢基礎年金の計算式** 保険料の免除(全額免除・一部免除)期間、未納期間などがある場合は、その月数に応じて年金額が減額されます。

816,000円×

保険料 納付済月数 月 数 ×1/2 月

- 全額免除 ×1/3 + 4分の3免除 ×1/2 + 半額免除 ×2/3 + 4分の1免除 ×5/6 数 ×5/8 月 数 ×3/4

月

65歳から受け取る 老齢基礎年金の額

40年×12月(480月)

全額免除、一部納付の見方: 平成21年3月以前の保険料免除期間 、 平成21年4月以後の保険料免除期間

※50銭未満は切り捨て、50銭以上 1円未満は切り上げます。

# 繰上げ支給と繰下げ支給

# 繰上げ支給

60歳以後65歳になる前の間に 請求して老齢基礎年金を受け取るこ ともできます。しかし、受けようと する年齢によって年金額が1か月あ たり0.4%(昭和37年4月1日以前 生まれの方は0.5%)減額されます。

### 繰下げ支給

66歳以後75歳(昭和27年4月 1日以前生まれの方は70歳)になる 前の間に請求して老齢基礎年金を受 け取ることもできます。受けようと する年齢によって年金額が1か月あ たり0.7%増額されます。

いったん繰上げ・繰下げ請求をす ると、一生同じ割合で減額または 増額された率の年金を受けること になります(付加年金も同じ割合 で減額または増額されます)。

# 繰上げ・繰下げ支給の支給率 (数字は%) ※月単位で支給率が異なります。

※昭和37年4月1日以前生まれの方は()内の支給率となります。

	年齢	Oか月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
	60歳	76.0 (70)	76.4 (70.5)	76.8 (71)	77.2 (71.5)	77.6 (72)	78.0 (72.5)	78.4 (73)	78.8 (73.5)	79.2 (74)	79.6 (74.5)	80.0 (75)	80.4 (75.5)
繰上	61歳	80.8 (76)	81.2 (76.5)	81.6 (77)	82.0 (77.5)	82.4 (78)	82.8 (78.5)	83.2 (79)	83.6 (79.5)	84.0 (80)	84.4 (80.5)	84.8 (81)	85.2 (81.5)
ば	62歳	85.6 (82)	86.0 (82.5)	86.4 (83)	86.8 (83.5)	87.2 (84)	87.6 (84.5)	88.0 (85)	88.4 (85.5)	88.8 (86)	89.2 (86.5)	89.6 (87)	90.0 (87.5)
げ支給	63歳	90.4 (88)	90.8 (88.5)	91.2 (89)	91.6 (89.5)	92.0 (90)	92.4 (90.5)	92.8 (91)	93.2 (91.5)	93.6 (92)	94.0 (92.5)	94.4 (93)	94.8 (93.5)
	64歳	95.2 (94)	95.6 (94.5)	96.0 (95)	96.4 (95.5)	96.8 (96)	97.2 (96.5)	97.6 (97)	98.0 (97.5)	98.4 (98)	98.8 (98.5)	99.2 (99)	99.6 (99.5)
	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
繰	69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
下	70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
げ支給	71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
給	72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
	73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
	74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
	75歳	184.0	(以降同	じです)									

# 繰上げ請求は慎重に!

65歳前に老齢基礎年金を請求すると 年金額が減額されるほか、 次のようなことにご注意ください。

- ●老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求をしなければなりません。 ※特別支給の老齢厚生年金を受給している方を除き、どちらか一方のみを受給することはできません。
- ♪遺族厚生(共済)年金を受けている方は、65歳になるまで、どちらか一方の有利な年金を選択します。
- ●繰上げ請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は請求できません。
- ●寡婦年金は受けられなくなります。 ●国民年金は任意加入できなくなります。
- ・度、繰上げ請求をすると、取り消すことはできません。

# 病気やけがで 障害が残ったとき

# 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気やけがによって、障害等級の1級・2級\*のいずれかに該当する場合に支給されます。

●初診日が60歳以後65歳未満で老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象となります。 ※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。

## 年金額(令和6年度の額)

- ・1 級障害 1,020,000円(月額85,000円) ※昭和31年4月1日以前生まれの方は1,017,125円(84,760円)
- ·2級障害 816,000円(月額68,000円) ※昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円(67,808円)



障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや得たあとにその方によって生計を維持されている子(「18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子」または「20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子」をいいます。)がいれば右表の額が加算されます。

子の数 加算額		加算後の年金額					
		2級障害	1級障害				
1人	234,800円	1,050,800円 (1,048,500円)	1,254,800円 (1,251,925円)				
2人	469,600円	1,285,600円 (1,283,300円)	1,489,600円 (1,486,725円)				
3人	547,900円	1,363,900円 (1,361,600円)	1,567,900円 (1,565,025円)				

※子1人目・2人目までは各 234,800円、3人目以後は 1人につき78,300円が加 算されます。

※( )内は昭和31年4月1日 以前生まれの方の年金額 です。

## ●保険料納付要件の原則

初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除(全額・一部免除)期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

## ●保険料納付要件の特例

初診日が令和8年3月31日 以前の場合は、初診日の月の前 々月までの直近の1年間に保険 料の未納期間がないこと。

(注) 一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

# 特別障害給付金制度

### 請求手続きは市役所保険年金課で行います。

国民年金の任意加入の対象であった方が、任意加入していなかった期間中に生じた傷病などが原因で、障害基礎年金の1級または2級の状態にある方に特別障害給付金が支給されます。 ※障害基礎年金などを受給している方や受給できる方は対象



- ●平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生
- ●昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・ 共済組合の加入者だった方の配偶者



●障害基礎年金1級相当に該当する方…月額55,350円

(年額)

- ●障害基礎年金2級相当に該当する方…月額 44,280円
- ※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整(または停止) されることもあります。

# 国民年金加入中に 亡くなったとき

とはなりません。

# 遺族基礎年金

国民年金加入者の方または加入者であった方で保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算して25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」\*\*「子のある夫」\*\*「子」\*\*に支給されます。

※子とは18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子をいいます。

## 年金額(令和6年度の額)

子の数 子のある妻、子のある夫に支給される年金額 子のみに支給される年金額 1人 1,050,800円 (1,048,500円) 816,000円 2人 1,285,600円 (1,283,300円) 1,050,800円 3人 1,363,900円 (1,361,600円) 1,129,100円 4人以上 3人のときの額に1人につき78,300円加算 3人のときの額に1人につき78,300円加算

※( )内は昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額です。

# ●保険料納付要件の原則

死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除(全額・一部免除)期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

### ●保険料納付要件の特例

死亡日が令和8年3月31日以前の場合は、死亡日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。

(注)一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1 免除)の承認を受けた場合は、一部納付保険 料を納めないと未納期間扱いとなります。

# 自営業の方など第1号被保険者の独自給付

# 寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上\*ある夫が65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

※平成29年8月1日より前の死亡の場合は、25年以上の期間が必要です。

## ●年金額

夫の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額(付加年金は除く)

# 死亡一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として国民 年金保険料を36月以上納めている方が、老齢基礎年金 や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を 同一にしていた遺族が受けられる一時金です。

死亡一時金の額は、国民年金保険料を納めた期間に応 じて次のようになっています。

保険料納付済期間	一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

- ※付加保険料を3年以上納めていたときは、8,500円が加算されます。
- (注)妻や夫、子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支 給されません。
- (注)死亡一時金を受ける権利は2年を過ぎると時効となりますのでご注意ください。

# 外国人のための脱退一時金

国民年金を納めた期間が6か月以上あり、老齢基礎年金を受けることができない外国人が、帰国後2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

ただし、障害基礎年金や障害厚生年金等を受けたことがある方には支給されません。

※転出届を市区町村役場に提出すると、住民票転出(予定)日 以降に日本国内での請求ができます。詳しくは年金事務所 へおたずねください。

### 国民年金の脱退一時金の額 (令和6年度の額)

保険料納付済期間	一時金の額	保険料
6月以上12月未満	50,940円	36月以
12月以上18月未満	101,880円	42月以
18月以上24月未満	152,820円	48月以
24月以上30月未満	203,760円	54月以
30月以上36月未満	254,700円	60月以

保険料納付済期間 ―時金の額 36月以上42月末満 305,640円 42月以上48月末満 356,580円 48月以上54月末満 407,520円 54月以上60月末満 458,460円 60月以上 509,400円

# みんなの国民年金

# 知って得する! あなたも今から年金を増やせます!

市役所保険年金課または大宮年金事務所へお申し込みください。

# 月々プラス400円(付加年金)で増やす!

第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、希望により ご利用になれます。

月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納め ることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の年額に付加年金 を上乗せして受け取ることができます。

※付加保険料は納付期限を過ぎても2年以内であれば納めることができます。 ※マイナポータルからも電子申請ができます。

### 付加年金(年間受取額)の計算式

# 200円×付加保険料納付月数

# 付加年金納付額と受取り額早見表(抜粋)

	加入年数と <sub>食料納付額</sub>	1	付加年金受取額 (年額)	2	2 <mark>年間で受け取</mark> る 付加年金額	
1年	4,800円		2,400円		4,800円	
10年	48,000円	<b>&gt;</b>	24,000円		48,000円	
20年	96,000円		48,000円		96,000円	
30年	144,000円	<b>&gt;</b>	72,000円	<b></b>	144,000円	
40年	192,000円		96,000円		192,000円	

2年間で納めた保険料と同額になり、 その後はお得です。

ポイント

- ●1か月でも1年でも自由に加入でき、やめることが できます(届出が必要)。
- ●受け取る付加年金額は、定額のため物価スライド(増 額・減額)しません。
- ●手続きした月の分から納めることができます。
- ●国民年金基金に加入している方は、申し込みできません。
- ●第3号被保険者の方は、申し込みできません。
- ●付加年金と同時にiDeCo(個人型確定拠出年金)に加入する場合 は、iDeCoの拠出限度額(月額6万8千円)は付加年金との合算 での金額となります。

# 60歳からの任意加入で増やす!

60歳になってからお申し込みください。

国民年金から老齢基礎年金を満額受け取るためには、保険料を20歳か ら60歳になるまでの40年間納めなければなりません。

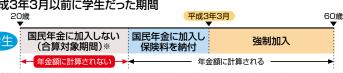
しかし、過去の任意加入期間中に任意加入しなかった方や、未納のある 方は満額の年金を受け取れません。

そこで60歳から65歳になるまでの5年間、国民年金に任意加入するこ とで65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

●昭和61年3月以前に配偶者(厚生年金、共済組合加入者)に扶養されていた期間



●平成3年3月以前に学生だった期間



※合算対象期間とは、国民年金に任意で加入できる期間に加入しなかった期間などをいいます。老齢 基礎年金を受けるための受給資格期間には計算されますが、受け取る年金額には計算されません。

ポイント

●任意加入の手続きには、口座振替の申し込みも同時に必要となります。 手続きに必要なもの ①預貯金通帳またはキャッシュカード ②預貯金通帳届出印 ③マイナンバーカードまたは基礎年金番号が わかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書等)

④本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど) ⑤厚生年金を喪失し て任意加入するときは、資格喪失証明書などの資格喪失日がわかるもの ※クレジットカード希望の場合 → クレジットカード

- 1 か月でも 1 年でも自由に加入でき、やめることができます (届出が必要)。
- ●手続きした月の分から納めることができます。
- ●保険料免除等は利用できません。
- ●老齢基礎年金を繰上げ請求した場合は、申し込みできません。

# 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産を行なった場合には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

# 保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎 妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前か ら6か月間)の保険料が免除されます。

ただし、免除の対象となるのは平成31年4月からとなります。 ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産および人工妊娠 中絶を含む)をいいます。

### 届出先と届出時期

市役所保険年金課または大宮年金事務所で、出産予定日の6か月前 から届出ができます。また、マイナポータルからも電子申請ができます。 手続きに必要なもの

マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、 基礎年金番号通知書等)

- 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど\*) ※マイナンバーカード持参の場合は不要。
- ●母子健康手帳などの、出産日が確認できるもの

### 産前産後免除期間の取扱いについて

- ●産前産後免除期間として認められた期間は、年金額を計算する 際は、保険料納付済期間として扱われます。
- ●産前産後免除期間は付加保険料を納めることができます。また、 他の免除や納付猶予制度よりも優先されます。
- 国民年金に任意加入されている方は、産前産後期間の保険料免除 は適用されません。

# 大宮年金事務所

☎ (048) 652-3399 (自動音声案内)

月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分

月曜日(休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付

第2土曜日:午前9時30分~午後4時

※祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。

●マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、

基礎年金番号通知書等)

# 街角の年金相談センター大宮(来所相談のみ)

☎ (048) 647-6721 (自動音声案内)

月~金曜日:午前8時30分~午後5時15分

月曜日(休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付

第2土曜日:午前9時30分~午後4時

※祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。

●本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)

●代理の方が相談に行く場合は、委任状(本人の署名があるもの)と代理の 方の身分を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など)をお持ちください。

相談の際に 必要なもの

●年金を受けている方は、年金証書または年金額改定通知書等

このパンフレットは令和6年7月現在のものです。今後、法改正などにより変更になる場合があります。